

第12期 事業計画書

自：平成17年4月1日 至：平成18年3月31日

Ⅰ 基本方針

本年は、青色申告制度施行、青色申告会結成55周年の記念すべき年を迎えました。

昭和25年に結成されて以来、青色申告制度の根源とする個人事業者の団体として、多くの先人たちの献身的な努力により、わが国税制の中核である申告納税制度の健全な発展と納税道義の高揚に積極的な役割を果たしてきましたが、さらに社会の変化に柔軟に対応した会運営をすすめていきます。

わが国の財政は危機的状況にあり、行政や国民生活に大きな不安を与えている。

また、税制改正等の動向をみると、増税時代に走り出したと言っても過言ではないと考えます。

このような中、指導相談活動では、消費税の事業者免税点制度の引き下げに伴う新規課税事業者および青色申告特別控除65万円に対応する記帳指導業務が本番をむかえている。

私たちは、以上の基本認識にたって自書申告、自己責任原則に添い、「学習の年」を標榜し、記帳から申告まで充実した指導をめざします。社団法人東京青色申告会連合会と協調を図り、地域社会の期待にも応えるべく、一層の団結のもとに次の施策を推進する。

重点項目

- (1) 原点にふり返り、所得税法、消費税法、逐条解説研修を会員、役員、職員も含め勉強会を開催する。
- (2) 消費税申告者増加に伴う指導態勢の取り組みと、対象者の消費税納付までの完全指導を研究する。
- (3) 会員個々のニーズにあった、会計ソフトによる記帳者・手書きの複式簿記記帳者・両方に充実した記帳相談日の開催。
- (4) 年間を通じた会勢拡大運動実施に当たり地域社会へ、当会の認知度向上に努める。

II 事業計画

1. 組織の充実強化に関する事業

- ① 組織の充実強化を図るため、事業に対する疲弊化・役員の高齢化による退任がある。組織の弱体化を防ぐため後継者の発掘育成に努める。
- ② 会財政基盤強化を図るため、健全な会費のあり方、新規事業の開拓など進取の精神で取り組む。
- ③ 「個人情報保護法」について会員に周知徹底するとともに、内部研修に努める。
- ④ 事務局職員の質の向上化と事務の合理化を図る。
- ⑤ 会員増強運動について視野を広げ、どのような方策が適正か研究を重ねる。

2. 指導に関する事業

(1) 税に関する事業

- ① 所得税、消費税について、逐条的深度ある研修を重ね、記帳内容の充実と経営の発展を図る。
- ② 記帳内容充実と記帳の高度化を図るために複式簿記研修、会計ソフトによる記帳指導をさらに充実し、マンツーマン指導に取り組むとともに、青色申告特別控除65万円の選択会員の普及拡大を図る。
- ③ 電子政府構想にともなう税務環境等の変化に適応するため、迅速な資料提供に努め会員指導体制の整備に取り組む。
- ④ 会社法の改正、新公益法人会計基準について研修を重ね、会報等を通して資料提供に努める。

(2) 経営に関する事業

- ① 会員より要望のある「労働保険事務組合」を設立、事業主、従業員の福利厚生に寄与することに努める。
- ② 前年分決算書データと本年分決算書データを比較検討することによって、会員事業の経営分析と経営発展に寄与する。

3. 連携・協調の醸成に関する事業

- ① 公益活動を推進するため、近隣青色申告会並びに、納税協力団体と連携、協調を図り、相互援助に努める。
- ② 会員福利厚生充実のため、アローネットワークと業務提携を図り、各種制度の利用を勧める。
- ③ 好評の青色ドックを青色共済加入者はもちろんのこと一般会員にも広報し、受診者の拡大に努める。

4. 広報活動に関する事業

- ① 会員に必要な税情報、経営情報を「江東西あおいろ会報」で伝達し、健全な税知識の普及と会事業の広報に務めるとともに定期発行に努める。
- ② 隣接会との連携を密にし、積極的に江東区事業及び催事に参画し、公益事業の推進に努める。

5. その他の事業

- ① 青色申告運動の組織的な発展を図るため、青色申告者並びに会員の声を集成し、関係機関等に建議していく。
- ② 税制改正運動については、全青色及び東青連との連携を図る。